

お知らせ

後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について

～令和8年6月から負担金額が変更します～

- どのような仕組みになるのですか？
発売されているジェネリック医薬品(後発医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方をご希望された場合に特別の料金をお支払いいただくこととなります。
- どのような薬が該当しますか？
ジェネリック医薬品が発売されて**5年以上経過したもの**や**5年以上経過していても置換率が50%に達している先発医薬品**が対象となります。
医薬品一覧は厚生労働省のサイトからご確認できます。
☞ [後発医薬品のある先発医薬品\(長期収載品\)の選定療養について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)
- 特別料金の金額はいくらになりますか？
後発医薬品と先発医薬品の価格差の2分の1相当額をお支払いいただきます。

(計算例) 薬価	3割負担の方			2割負担の方		
	R6年9月まで	R6年10月まで	R8年6月から	R6年9月まで	R6年10月まで	R8年6月から
①センバツ錠 300円	90円	130円 (75円+55円)	170円 (60円+110円)	60円	105円 (50円+55円)	150円 (40円+110円)
②コウハツ錠 100円	30円	30円	30円	20円	20円	20円
	計算方法	価格差200円×0.25=50円 300円-50円=250円 250円の3割負担は75円 価格差50円に消費税をかけ55円	価格差200円×0.5=100円 300円-100円=200円 200円の3割負担は60円 価格差100円に消費税をかけ110円	①10月からの 計算方法	価格差200円×0.25=50円 300円-50円=250円 250円の2割負担は50円 価格差50円に消費税をかけ55円	価格差200円×0.5=100円 300円-100円=200円 200円の2割負担は40円 価格差100円に消費税をかけ110円

後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について

令和6年度の診療報酬改定に基づき、令和6年10月から長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)を患者さんの希望で使用する際に、選定療養費として患者さんの自己負担額が発生します。

選定療養費の対象となる場合

- ・院内処方(入院患者は除く)
- ・院外処方

選定療養費の対象となる医薬品について

- ・後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品(準先発品含む)
- ・後発医薬品への置換え率が50%以上の先発医薬品

対象から除外されるケース

- ・医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合
- ・バイオ医薬品

自己負担額について

長期収載品(先発医薬品)の薬価と、後発医薬品で一番高い薬価の価格差から2分の1
※選定療養費には消費税もかかります